

平成12年4月1日

立正大学同窓会規則等制定改廃細則

本会の会則・細則・取扱要領・申し合わせ等の制定および改廃は、この細則によって行う。

1. 本会の規則類と区分は以下の通りとする。

(1) 会則

本会の基本事項を定め本会全体に適用するもの。

(2) 細則

特定会務の細目を定め会則に準じて適用するもの。

(3) 取扱要領

特定会務の指標を定め細則に準じて適用するもの。

(4) 申し合わせ

特定会務の取扱確認を定め取扱要領に準じて適用する。

2. 本会の規則の制定および改廃手続は下記の通りとする。

(1) 会則

総務委員会および理事会で審議し、代議員会で決定する。

(2) 細則・取扱要領・申し合わせ

1. 総務委員会で審議し、理事会で決定する。

2. 会長および総務委員長は必要に応じて本部理事の意見を求めることができる。

附則

1. 本細則の改廃は、総務委員会で審議し理事会で決定する。

2. 本細則は平成12年4月1日施行

3. 本細則は平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

4. 本細則は令和2年8月29日改正、令和2年8月29日施行